

海外発生期

【状態】

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等様々な状況

【目的】

- 1) 県内発生に備えて体制整備を行う。
- 2) 海外発生に関する情報を収集し、市民等に対する確かな情報提供を行う。

【対策の考え方】

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、国、県と連携し、国内外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 県内発生した場合に早期に発見できるよう、県が行うサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に引き続き準備を促す。
- 5) 市民の生活及び地域経済の安定のための準備、特定接種の実施、市民への予防接種の準備及び実施等、県との連携により、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

海外発生期

【体制強化と対処方針の決定】

- ・海外における新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、必要に応じ市対策本部を立ち上げ、情報の集約・共有・分析を行い、対応を協議する。
- ・県と連携して、国が決定した基本的対処方針に基づき、市内における対処方針を市民に広く周知する。
- ・県が基本的対処方針を変更した場合は、必要に応じ、市内における対処方針を変更する。

(2) 情報収集・提供・共有

海外発生期

【情報収集】

- ・新型インフルエンザ等対策や発生動向に関する国内外の情報を収集する。

【情報提供】

- ・市民等に対して、海外の発生状況、現在の対策、国内発生若しくは県内発生した場合に必要な対策について、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、市のホームページなど複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、情報の届きにくい人（外国人、障がい者等）にも配慮しながら、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。

【情報共有】

- ・県、関係機関等とメール等を活用し、適宜適切な情報共有を行う。

【体制整備等】

- ・県の要請に基づき市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国が示すQ & A等に基づき、適切な情報提供を行う。
- ・市民から相談窓口寄せられる問い合わせを集約し、必要に応じて県等に報告するとともに、市民が必要とする情報を把握して次の情報提供に反映する。

(3) 予防・まん延防止

海外発生期

【感染対策の実施】

- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の徹底を強化し、啓発する。
- ・県内での発生に備え、学校等における感染予防策を徹底するとともに、臨時休業等についての連絡体制を確認する。

【感染症危機情報等の周知】

- ・ 県と連携して、新型インフルエンザ等について、外務省等が発出する不要不急の渡航延期や退避の可能性の検討等に関する感染症危険情報等を市民に周知する。
- ・ 市の施設の消毒剤等の感染防護用品や個人防護具の備蓄状況を確認し、必要に応じて、補給を行う。

(4) 予防接種

海外発生期

【特定接種】

- ・ 国が特定接種を実施することを決定した場合、接種対象者となる職員に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。

【住民接種】

- ・ 特措法第46条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第6条第3項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく接種体制の準備を行う。
- ・ 住民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

【情報提供】

- ・ ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

海外発生期

【地域医療体制整備への協力】

- ・ 県等からの要請に応じ、各種対策等適宜に協力する。

【帰国者・接触者相談センターの周知】

- ・ 県に帰国者・接触者相談センターが設置されることから、発生国からの帰国者で、発熱、呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(6) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

海外発生期

【業務継続計画の確認】

- ・ 市役所の業務継続計画（BCP）について確認を行い、職員に周知を行う。

【事業者の対応】

- ・ 関係事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策の準備を行うよ

う要請する。

【遺体の火葬・安置】

- ・ 県の要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。